

短期入所生活介護
契約書 別紙

社会福祉法人 長寿村
介護老人福祉施設 竹の塚翔裕園

契約書別紙

1 担当者（生活相談員）

氏名

2 短期入所生活介護の内容

(1) ご利用場所 足立区竹の塚7丁目19番14号 竹の塚翔裕園

(2) ご利用期間

①令和	年	月	日から令和	年	月	日
②令和	年	月	日から令和	年	月	日
③令和	年	月	日から令和	年	月	日
④令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑤令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑥令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑦令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑧令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑨令和	年	月	日から令和	年	月	日
⑩令和	年	月	日から令和	年	月	日

(3) ご利用可能施設等

居室定員 1名
リビング
機能回復訓練室
医務室
浴室（個浴槽・特別浴槽）

(4) 食事

朝食 7：40から

昼食 12：00から

夕食 18：00から

※ 原則、各ユニットのリビングにておとりいただけます。

食事は、実費をお支払いいただきます。

（第1段階から第3段階の方） 通常料金（第4段階の方）

朝食 421円

朝食 504円

昼食 472円

昼食 554円

夕食 552円

夕食 654円

間食 0円

間食 0円

※前日の午後6時前までにキャンセルの申し出がない場合は、各食事費用の実費を請求させていただきます

(5) 入浴

原則として、週に最低2回入浴していただけます。

(6) 介護

- 着替え介助
- 排泄介助
- おむつ交換
- 施設内の移動の付添い

- 体位交換
- 日中レクリエーション
- シーツ交換 等

- (7) 機能訓練 5階の訓練室にて機能回復訓練（マッサージ等）を行います。
- (8) 健康管理 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
- (9) 理美容 当施設では毎週火曜日に理美容サービスを実施しております。
- (10) 利用料 お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

①基本料金（加算単位：1日につき）

	ユニット型個室		
	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (1割)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (2割)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (3割)
要支援1	588円	1,175円	1,762円
要支援2	729円	1,457円	2,185円
要介護1	782円	1,563円	2,345円
要介護2	857円	1,714円	2,571円
要介護3	941円	1,881円	2,821円
要介護4	1,019円	2,038円	3,057円
要介護5	1,096円	2,192円	3,287円

②加算利用料

費目	金額 1割	金額 2割	金額 3割	加算単位	内容の説明
(予)機能訓練体制 加算	14 円	27 円	40 円	1日につき	専従の機能訓練指導員を配置した 場合に加算されます
(予)個別機能訓練 加算	63 円	125 円	187 円	1日につき	個別の機能訓練実施計画を策定 し、これに基づきサービスの提供 を行った場合に加算されます
(予)療養食加算	9 円	18 円	27 円	1日につき	医師の指示箋に基づく療養食を提 供した場合に加算されます

(予) 送迎加算	205 円	409 円	613 円	片道につき	送迎サービスを利用される場合に 加算されます
看護体制加算Ⅰ	5 円	9 円	14 円	1日につき	常勤の看護師1名以上配置してい る場合に加算されます
看護体制加算Ⅱ	9 円	18 円	27 円	1日につき	看護職員を最低基準配置よりも1 名以上、上回って配置し且つ医療 機関との連携により24時間の連 絡体制を確保していること
看護体制加算Ⅲイ	14 円	27 円	40 円	1日につき	上記加算Ⅰの要件に加え、前年度 又は算定日が属する月の前3月間 の利用者の総数のうち、要介護3 以上の利用者を70%以上受け入 れた場合に算定されます
看護体制加算Ⅳイ	26 円	51 円	77 円	1日につき	上記加算Ⅱの要件に加え、前年度 又は算定日が属する月の前3月間 の利用者の総数のうち、要介護3 以上の利用者を70%以上受け入 れた場合に算定されます
(予) 生活機能向上 連携加算	222 円	444 円	666 円	1月につき	リハビリテーションを実施してい る事業所又は医療施設の理学療法 士等や医師からの助言を受ける事 ができる体制を構築し、助言を受 けた上で機能訓練指導員等が生活 機能の向上を目的とした個別訓練 計画を作成等した場合に加算され ます
	111 円	222 円	333 円	1月につき	上記要件につき、個別機能訓練加 算を算定している場合
医療連携強化加算	65 円	129 円	193 円	1日につき	医療的ケアを必要とする状態の方 を受け入れた場合に加算されます
夜勤職員配置 加算Ⅱ	20 円	40 円	60 円	1日につき	夜勤を行う介護、看護職員が最低 基準配置を1人以上、上回ってい る場合に加算されます
夜勤職員配置 加算Ⅳ	23 円	45 円	67 円	1日につき	上記要件に加えて、夜勤時間帯を 通じて、看護職員を配置している こと又は喀痰吸引等の実施ができ る介護職員を配置している場合に 加算されます

(予) 認知症行動・ 心理症状緊急対応 加算	222 円	444 円	666 円	1日につき	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって認知症行動、心理症状が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に加算されます
(予) 若年性認知症 利用者受入加算	134 円	267 円	400 円	1日につき	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
緊急短期入所 受入加算	100 円	200 円	300 円	1日につき	緊急的な短期入所利用者に対応するため居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない利用者に対してサービスを提供した場合、加算されます
在宅中重度者受入 加算（看護体制加算 Ⅰ又はⅢを算定）	468 円	935 円	1402 円	1日につき	利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業者を利用者の健康上の管理等を行わせた場合に加算されます
在宅中重度者受入 加算（1）：（看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定）	463 円	926 円	1389 円	1日につき	
在宅中重度者受入 加算（3）：（1）（2） いずれの加算も算定	459 円	917 円	1376 円	1日につき	
在宅中重度者受入 加算（4）：看護体制 加算を算定していない	472 円	944 円	1416 円	1日につき	
(予) 認知症専門ケ ア加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	1日につき	利用者総数のうち、認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、該当対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に加算されます

(予) 認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円	9 円	14 円	1日につき	上記要件に加え、認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上配置し、事業者又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合に加算されます
看取り連携体制加算	71 円	142 円	213 円	死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として	短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している場合に加算されます
(予) 口腔連携強化加算	55 円	111 円	166 円	1月につき	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合に加算されます。
(予) 生産性向上推進体制加算	11 円	22 円	33 円	1月につき	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合に加算されます Ⅰは、上記の要件を満たし、データにより業務改善の取り組みによる成果が確認された場合に加算されます。
	111 円	222 円	333 円	1月につき	
(予) サービス提供体制強化加算Ⅰ	25 円	49 円	74 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士 80%以上又は勤続 10年以上介護福祉士 35%以上に該当した場合に加算されます
(予) サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	40 円	60 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士 60%以上に該当した場合に加算されます
(予) サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	14 円	20 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士 50%以上又は常勤職員 75%以上又は勤続 7年以上 30%以上に該当した場合に加算されます

(予) 介護職員処遇改善加算 ※1	I 所定単位×83/1,000 II 所定単位×60/1,000 III 所定単位×33/1,000	1 月につき	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合に加算されます
(予) 介護職員等特定処遇改善加算 ※1	I 所定単位×27/1,000 II 所定単位×23/1,000	1 月につき	処遇改善加算を算定し、更なる賃金改善及び資質向上のための計画を策定、公表した場合に加算されます。 I サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定 II 上記以外の区分を算定
(予) 介護職員等ベースアップ等支援加算 ※1	所定単位×16/1,000	1 月につき	処遇改善加算（I）～（III）のいずれかを取得している事と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する事で加算されます。

上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。（消費税は非課税です）

※1 個別の介護度及び加算の請求項目によって金額が異なります。

③滞在費および食費（加算単位：1日につき）

		滞在費	
		ユニット型個室	食費
通常料金（第4段階）		2,436 円	1,712 円
負担限度額	利用者負担第1段階	820 円	300 円
	利用者負担第2段階	820 円	600 円
	利用者負担第3段階①	1,310 円	1,000 円
	利用者負担第3段階②	1,310 円	1,300 円

※ 上記の負担限度額（第1段階～第3段階の方）は、負担額の軽減制度（補足給付）による、減額認定書をお持ちの場合に適用される各段階に応じた滞在費及び食費の金額となります。

④その他の費用

費目	金額	内容の説明
嗜好・補助食品代	実費	利用者の希望により、嗜好・補助食品を提供した場合
教養娯楽費	実費／1回	希望によって参加されるクラブ活動や行事の材料費等
理美容代	2,500円／ 回 (カット代)	理美容をご利用時 ・パーマ 5,000円 ・毛染め 5,000円 ・顔そり 500円
その他の費用	実費	利用者の選択によって使用する電気製品代 希望によって参加する観劇・小旅行・講習等の費用

3 短期入所生活介護利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

入所に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合	1日の利用料の10%

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- 利用者が中途退所を希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合にはご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4 相談・要望・苦情等の窓口

短期入所に関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者、下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号：03-5851-6050 担当部署：生活相談員

(受付時間：月～金曜日 9:00～18:00)

事業者

[事業者] 社会福祉法人 長寿村 竹の塚翔裕園 (事業者番号: 1372107449)

[住 所] 〒121-0813 東京都足立区竹の塚7丁目19番14号

[代表者名] 理事長 神 成 裕 介 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 利用者氏名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印